

令和4年度長崎県緊急雇用維持助成金 (産業雇用安定助成金用)

新型コロナウイルスの影響に伴う従業員の在籍型出向により雇用の維持を図る事業主の負担を軽減するため、国の「産業雇用安定助成金」に対する、長崎県独自の上乗せ助成を実施します。

1. 支給対象

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う在籍型出向により、長崎労働局から以下の期間の「産業雇用安定助成金」の支給決定を受けた**県内中小企業事業者**

- 令和4年2月1日以降に支給決定を受けている産業雇用安定助成金
※出向初期経費については対象外となります。

2. 助成率・限度額

「産業雇用安定助成金」の助成率に応じて次の金額を助成

《助成限度額(累計額)》 1事業者当たり 100万円以内
(令和3年度に限度額に到達した事業者も申請ができます)

《助成率》

国の助成率	県の助成率
5分の4	国支給決定金額の8分の1 (出向運営経費の10分の1程度)
10分の9	国支給決定金額の18分の1 (出向運営経費の20分の1程度)
3分の2	国支給決定金額の20分の7 (出向運営経費の30分の7程度)

3. 申請期限

雇用調整助成金等の支給決定日から3ヶ月以内

【最終申請期限: 令和5年3月3日まで】

※支給決定日が令和4年4月30日以前の場合は令和4年7月29日まで

《申請・問合せ先》

長崎県 産業労働部 雇用労働政策課 労政福祉班
住所 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
電話 095-895-2714 FAX 095-895-2582



4. 申請手続

「支給申請書(様式第1号)」及び「算定書(様式第1号別表2)」と添付資料を下記へ郵送してください。

(添付書類)

- 1 国から郵送される「雇用調整助成金等の支給決定通知書」の写し
- 2 振込みを希望する口座の預金通帳の写し⇒1回目の申請のみ
- 3 産業雇用安定助成金支給申請書
- 4 支給対象者別支給額算定調書

5. 申請期限および問合せ・提出先

《提出期限》

国の産業雇用安定助成金の支給決定日から3ヶ月以内【必着】

【最終申請期限:令和5年3月3日】

※ただし、令和4年4月30日以前に支給決定のあったものは令和4年7月29日

《問合せ・提出先》

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1

長崎県 産業労働部 雇用労働政策課 労政福祉班



◎申請書類の入手方法

県ホームページからダウンロード

長崎県緊急雇用維持助成金

検索

(参考)国の助成金

【産業雇用安定助成金】

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して、その出向に要した賃金や経費の一部を助成するもの。

《問合せ先》 長崎労働局 職業対策課 TEL 095-801-0042